

議案第8号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により関連
法令が改正されたことを受け、所要の文言の整理等を行うため、関係する条例の規定
を一括して改正するものです。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(取手市児童福祉審議会設置条例の一部改正)

第1条 取手市児童福祉審議会設置条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項, 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第72条第1項</u>及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき, 児童, 妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため, 取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審議会は, 次に掲げる事項に関し調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項, 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第77条第1項</u>及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき, 児童, 妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため, 取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審議会は, 次に掲げる事項に関し調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>

(取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 障害者福祉センターの障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額を利用者負担額として納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 障害者福祉センターの障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額を利用者負担額として納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>

(取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第3条 取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第9条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第9条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p>

(2) (略) 2 及び 3 (略)	額) (2) (略) 2 及び 3 (略)
-----------------------	-----------------------------

(取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 4 条 取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 103 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>

(取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 5 条 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 104 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 児童発達支援等を利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 児童発達支援等を利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)</p>

を納付しなければならない。

(1) 当該児童発達支援等に通常要する費用(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援等に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援等に要した費用の額)

(2) (略)

2 (略)

を納付しなければならない。

(1) 当該児童発達支援等に通常要する費用(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援等に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援等に要した費用の額)

(2) (略)

2 (略)

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。